

II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

近年、農家の高齢化・後継者不足が進む中、産地の維持や将来の競争力強化を進めるためには、各産地の創意工夫によって既存の農業用ハウスや樹園地等の生産基盤を活用し、次世代に継承していくことが重要である。

このため、

- ①宮崎県農業・農村振興長期計画
- ②農業振興地域整備基本方針
- ③農業基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④人・農地プラン
- ⑤水田フル活用ビジョン
- ⑥果樹農業振興計画
- ⑦花き農業振興計画

との整合を図りつつ、地域が定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、地域の生産基盤の強化を図りながら、担い手等に円滑に継承していくための取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
野菜、果樹、花き (農業用ハウスの再整備・改修)	<p>【産地の成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設園芸品目等の作付面積又は販売額の維持(増加) <ul style="list-style-type: none"> ・継承ニーズの把握と既存ハウスの改修・再整備の推進 ・継承するハウスへの高度環境制御装置等の導入の推進 <p>【取組主体の成果目標】</p> <p>○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知（以下「実施要領」という。））別記3の第4の5（2）イの①～⑤の中から設定した成果目標の達成に向けた取組を支援</p>
果樹・茶 (果樹園・茶園等の再整備・改修)	<p>【産地の成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作付面積又は販売額の維持(増加) <ul style="list-style-type: none"> ・継承ニーズの把握と樹園地等の継承に向けた再整備・改修の推進 ・継承する樹園地等の改植の推進 <p>【取組主体の成果目標】</p> <p>○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、実施要領別記3の第4の5（2）イの①～⑤の中から設定した成果目標の達成に向けた取組を支援</p>

<p>野菜、果樹、花き、茶、いも類、水稻等土地利用型作物</p> <p>(農業機械の再整備・改良)</p>	<p>【産地の成果目標】</p> <p>○作付面積又は販売額の維持(増加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継承ニーズの把握と生産ほ場（農作業受託組織含む）の継承の推進 <p>【取組主体の成果目標】</p> <p>○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、実施要領別記3の第4の5（2）イの①～⑤の中から設定した成果目標の達成に向けた取組を支援</p>
<p>野菜、果樹、花き、茶、いも類、水稻等土地利用型作物</p> <p>(生産装置の継承・強化に向けた取組)</p>	<p>【産地の成果目標】</p> <p>○作付面積又は販売額の維持(増加)するための、以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産地において継承・強化体制の構築を目的とした会議の開催及び必要な調査、分析、設計のための取組 ・ 後継者不在の農業用ハウス及び農地と、受け手のニーズの把握、リスト化の整理 ・ 広報用資料やセミナー等による情報提供、円滑なマッチングのための取組 ・ 再整備、改修した農業用ハウス・樹園地を円滑に継承するための維持・管理の取組 <p>○各取組主体の目標達成に資する以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点品目の生産開始のため、継承予定農地における栽培品目の転換の推進 ・ 契約販売率を増やすため、安定した周年栽培への転換の推進 <p>【取組主体の成果目標】</p> <p>○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、実施要領別記3の第4の5（2）イの①～⑤の中から設定した成果目標の達成に向けた取組を支援</p>
<p>野菜、果樹、花き、茶、いも類、水稻等土地利用型作物</p> <p>(生産技術の継承・普及に向けた取組)</p>	<p>【産地の成果目標】</p> <p>○作付面積又は販売額の維持(増加)するための、以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栽培管理、労務管理等の実証 ・ 技術継承、普及のための研修等による人材育成 ・ 農業機械の安全取扱技術の向上支援 <p>○各取組主体の目標達成に資する以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働生産性向上に資する栽培管理技術を実証・普及するための実証ほの設置 ・ 生産コスト削減に向けた、栽培管理等の研修の取組 <p>【取組主体の成果目標】</p> <p>○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、実施要領別記3の第4の5（2）イの①～⑤の中から設定した成果目標の達成に向けた取組を支援</p>

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

- (1) 本事業の推進・指導
産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、西臼杵支庁・各農林振興局及び市町村等関係機関団体による推進体制を構築し、推進・指導に当たるものとする。
- (2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制
産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である県（西臼杵支庁・各農林振興局）又は市町村に属する補助事業に精通した者が主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。
また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（県、市町村、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。
- (3) 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の提出
産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の提出に当たっては、地域協議会を所管する市町村を経由して県に提出するものとする。
ただし、産地の範囲が複数の市町村を含む場合には、代表となる市町村を経由して県に提出するものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
野菜、果樹、花き	<p>○取組要件 実施要領の別紙4の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 なお、県が重点的に取り組む具体的な事業メニューについては、宮崎県における産地生産基盤パワーアップ事業実施にかかる重点的取組方針（以下「重点取組方針」という。）のとおりとする。</p>

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
果樹・茶	<p>○取組要件 実施要領の別紙4の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 なお、県が重点的に取り組む具体的な事業メニューについては、重点取組方針のとおりとする。</p> <p>○ 果樹等の改植等を行う場合の対象品目・品種 (果樹) ・品目は、マンゴー、ぶどう、かんきつ、くり、なし、ライチとする。 ・対象とする品種は、マンゴーはアーウィン、かんきつは寧波きんかん、ゆず、へべす及び日南1号、くりは丹沢、筑波ぶどうは、キャンベルアーリー及び巨峰系4培体とする。なしは、幸水、豊水、新高、新興。ライチは、県が推奨する品種とする。 ※ 選定理由：県の推奨品種で、①産地化が進んだ品種で、ブランド化が図られている品種。②全国シェアが高く、県内の主要品種を選定した。</p> <p>(茶) ・対象とする品種は、県が推奨する品種とする。 ※ 選定理由：県の推奨品種で、①産地化が進んだ品種で、ブランド化が図られている品種。②全国シェアが高く、県内の主要品種を選定する。</p>

(注) 果樹等の改植等を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
野菜、果樹、花き、茶、いも類、水稻等土地利用型作物	<p>○ 取組要件 実施要領の別紙4の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○ 補助対象機械及び資材 なお、県が重点的に取り組む具体的な事業メニューについては、重点取組方針のとおりとする。</p> <p>○ 補助対象機械 ・農業振興地域整備基本方針等との整合に努めること。</p>

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
野菜、果樹、花き、茶、いも類、水稻等土地利用型作物	<ul style="list-style-type: none"> ○取組要件 実施要領の別紙4の要件等を満たす取組を事業対象とする。 協議会全域で取組を行うものとする。

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
野菜、果樹、花き、茶、いも類、水稻等土地利用型作物	<ul style="list-style-type: none"> ○取組要件 実施要領の別紙4の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○ 補助対象機械及び資材 なお、県が重点的に取り組む具体的な事業メニューについては、重点取組方針のとおりとする。 ○ 農業機械の安全取扱技術の向上支援を行う場合の取組内容 大型特殊免許(農耕車に限る)やけん引免許(農耕車に限る)の取得のための実技及び座学(実技の講習を必須とする。)による研修会等を開催できるものとする。研修では当該免許の取得に関連した農業機械の取扱技術の習得、道路運送車両法等の法令の知識の習得等も行うことができるものとする。

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産省事務次官依命通知）及び実施要領に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

《 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」 （平成31年4月1日付け30食産第539号、30生産第2220号、30政統第2193号 農林水産省食品産業局長、生産局長、政策統括官通知）等を参考とすること 》

I 基金事業

1 計画申請時

(1) 整備事業

- ①概算設計書、見積書（複数）等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程など
- ⑥国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書、⑦継承計画

(2) 生産基盤強化対策

- ①申請者の規約（団体の場合）、②機械の利用計画、④能力・台数などの算定根拠、⑤見積書（複数）、⑥カタログ、⑦既存ハウスの写真、⑧既存ハウスの位置図
- ⑨継承計画、⑩改植実施園の位置図（改植の場合）など

2 請求時

(1) 整備事業

- ・実施設計又は出来高設計書 など

(2) 生産基盤強化対策

- ・リース及び導入に係る入札関係書類、発注書、リース契約書、借受証、納品、領収書（支払済みの場合）など

II 整備事業

1 計画申請時

- ①概算設計書、見積書（複数）等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程など
- ⑥国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書、⑦継承計画 など

2 請求時

- ・実施設計書又は出来高設計書 など

(注) 実施要綱及び実施要領に基づき実施するものとする。

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

以下に基づきポイントを算出して優先順位を設定する。

実施要領別記3第4の5(2)イの項目に5ポイント。②は別紙12の「6 重点品目」の場合は表に記載されたポイントを加算し、ポイントの高い計画から採択する。また、同ポイントの場合は、①取組主体数、②面積の大きい計画から採択する。

例：いちご 5（項目のポイント）+10（重点品目の加点）=15ポイント

7 取組主体助成金の交付方法

交付方法は、県から市町村を経由して取組主体へ交付するものとし、必要に応じて県から取組主体等へ交付できるものとする。

また、市町村から地域再生協議会を経由して取組主体へ交付できるものとする。

なお、県から取組主体等へ交付する場合においては、交付に係る申請書類の提出等については、市町村及び地域再生協議会等を経由して県へ提出することとする。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

《取組主体に対して、事業実施前に周知すべき重要事項を地域協議会等を通じて取組主体に周知》

- 契約に当たっての条件（一般競争入札等）
取組主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、原則として一般の競争に付さなければならない。
ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、この限りではない。
- 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）
助成金を受けた後に交付要綱、実施要綱及び実施要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない
- 助成金の仕入れに係る消費税等相当額の取扱い
本事業において、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。
- 財産の管理等
助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 財産処分の制限
処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けなければならない。
- 取組主体事業計画の評価
取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等に報告するものとする。
- 円滑な継承のための取り決め（再整備等から5年以内に継承先が見つからなかった場合の対応等）
本事業は、新規就農者又は担い手（農協等の受け皿組織を含む）への農業用ハウスや樹体、樹体支持装置、被害防止装置等（以下「樹体等」という。）を譲渡し、これらの者が譲渡を受けたハウスや樹体等を用いて営農を開始することを目的としているため、仮に継承できなかった場合は目的外使用にあたり、原則、国庫補助金の返還が必要となることに留意し、確実に継承されるよう計画を十分に検討するとともに、事業の進捗管理に努めることとする。

9 その他